

令和7年度 クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 申請要領

1 制度の目的

本補助金は、太陽光発電システム、蓄電システム及びV2H充放電システムの普及を支援することにより、県内における住宅のエネルギー自立化及び屋根ソーラーと電気自動車（EV）の組み合わせによる活用を促進することを目的としています。

2 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 長野県内に居住する者
- (2) 県税の滞納がない者
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 補助対象経費・補助額

補助対象経費は、自己の居住する既存住宅^{※1}において、信州の屋根ソーラー認定事業者^{※2}との販売の契約により行う太陽光発電設備等の新規設置（増設、更新は除く。）に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、補助額、要件等は下表のとおりです。

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しない住宅

※2 信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項による認定を受けた事業者

【認定事業者一覧の掲載先（県ホームページ）】

https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar_nintei.html

設置する設備	補助額※（上限）	要件など
太陽光発電システム +蓄電システム	20万円	<ul style="list-style-type: none">蓄電システム及びV2H充放電システムは、同時に設置する太陽光発電システムと組み合わせて使用するものであること。太陽光発電システムは、原則として太陽電池モジュールを住宅の屋根上に設置するものであること。（やむを得ない理由により屋根上に設置できない場合を除く。）発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するものであること。
太陽光発電システム +V2H充放電システム	25万円	

太陽光発電システム +蓄電システム +V2H 充放電システム	40万円	
蓄電システムのみ	15万円	
V2H 充放電システムのみ	20万円	・既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用すること。
蓄電システム +V2H 充放電システム	35万円	

＜仕様上の要件＞

太陽光発電システム	定格出力が10キロワット未満のもの
蓄電池システム	(1)蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2)国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
V2H 充放電システム	国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの
共 通	(1)法令、条例等に適合しているもの (2)グループパワーチョイス（共同購入）の施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと※ (3)未使用品であるもの ※グループパワーチョイスの施工事業者に選定された事業者から同制度の対象製品と同一の設備を購入する場合は、 <u>グループパワーチョイスによる購入でない場合でも本補助金の対象となりません</u> ので注意してください。

4 申請・報告等の手続

(1) 紙による申請

申請書類等は、居住地を管轄する地域振興局の担当課へ、郵送又は持参により2部を提出してください。（6ページに地域振興局の住所等を掲載しています。）

紛失等を防ぐため、封筒には「クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金申請書類 在中」と記入してください。

提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを保管してください。

(2) ながの電子申請サービスを利用したオンラインによる申請

申請書類等は、「ながの電子申請サービス」（以下のリンク）から提出してください。

作成した書類をあらかじめデータ化する必要があります。提出可能なデータ形式は、PDFのみです。

データ化した書類の再提出をお願いする場合がありますので、提出書類は審査が完了するまで必ず手元に保管したままにしてください。

<ながの電子申請サービス（オンライン申請）>

①交付申請兼実績報告兼補助金交付請求書

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55779

②事業期間延長承認申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=56019

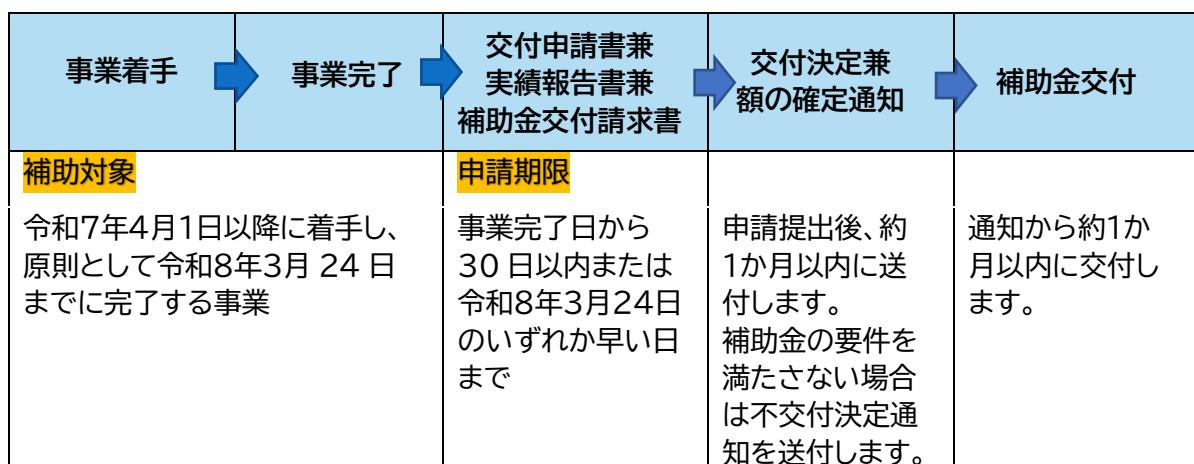
③財産処分承認申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=56020

④その他提出用

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=56021

(3)申請の流れ



(参考) 申請期限の考え方

例①：事業完了日が令和7年5月1日の場合

5月1日を1日目として、数えて30日目の5月31日が申請期限となります。

例②：事業完了日が令和8年3月10日の場合

令和8年3月24日が申請期限となります。

(4)提出必要書類

手続の種類	手続を行うとき	提出書類	備 考
①交付申請 兼実績報告 兼補助金交付請求	補助事業が完了したとき	<p><u>交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第1号）</u></p> <p>【添付書類】</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）</p> <p>(3) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真</p> <p>(4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。</p> <p>(5) 事業の着手日が確認できる書類（契約書等）</p> <p>(6) 県税の納税証明書（未納のない証明）</p> <p>(7) 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）</p> <p>(8) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果</p> <p>(9) チェックリスト</p>	<p>【提出期限】 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月24日のいずれか早い日</p> <p>(6)(7)は証明日が申請日以前3か月以内のものであること</p>
②事業期間延長承認申請	事業が3月24日までに完了しないとき	<p><u>事業期間延長承認申請書（様式第2号）</u></p> <p>（ご注意） 自然災害や、半導体部品の不足による大幅な納期遅延など、真にやむを得ない理由がある場合でなければ事業期間の延長はできません。</p> <p>ただし、令和7年度は特例として、事業着手日（契約日）が2月28日から3月24日までの間である場合には、やむを得ない理由があるものと認めますので、事業期間延長承認申請書の事業期間を延長</p>	<p>【提出期限】 令和8年3月24日</p>

		する理由の欄に「補助対象設備にかかる販売契約を 3 月〇日に締結したため」などと記載してください。 事業期間が 2 年度にわたる申請を行う場合、事業期間延長承認をもって 2 年度目の補助金の交付が約束されるものではありません。	
③財産処分承認申請	補助金を受けて設置した設備を処分しようとするとき	財産処分承認申請書 <u>(様式第 3 号)</u>	耐用年数経過前に対象設備を譲渡、廃棄等する場合に申請が必要

5 留意事項

○補助対象について

- 太陽光発電システム単体の設置は、補助対象となりません。

○交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書に添付する写真について

交付申請及び実績報告の際に添付していただく写真は、補助対象設備の設置後の状況が確認できるように撮影してください。

太陽光発電システムと蓄電システム、 V2H 充放電システムの同時設置	蓄電システム又は V2H 充放電システムの設置
<ul style="list-style-type: none"> 屋根上に太陽光発電システムを設置した後の写真※屋根上の全面を撮影すること 蓄電システム又は V2H 充放電システムを設置した後の写真 蓄電システム又は V2H 充放電システムの型番が確認できる写真 <p style="text-align: center;"><上記 3 点を全て添付></p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋根上に太陽光発電システムが載っていることが確認できる写真 蓄電システム又は V2H 充放電システムを設置した後の写真 蓄電システム又は V2H 充放電システムの型番が確認できる写真 <p style="text-align: center;"><上記 3 点を全て添付></p>

○その他

- 必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- 補助金対象設備の導入に当たり、この補助金以外の補助金等の交付を受ける（予定も含む）場合、これらの合計額が、補助対象設備の導入に必要な経費の額を超えることはできませんので注意してください。（必要に応じて国・市町村等の補助金の申請状況を調査する場合があります。）
- 申請等に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & A を十分に確認してください。

6 地域振興局担当課（書類の提出先）

住宅の所在する地域	地域振興局・課	書類の提出先	問い合わせ先
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1	0267(63)3230
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 環境課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268(25)7134
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 環境課	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266(57)2952
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265(76)6817
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 環境課	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265(53)0434
木曽郡	木曽地域振興局 総務管理・環境課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	0264(25)2234
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263(40)1941
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261(23)6563
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026(234)9590
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 環境課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269(23)0202